

令和3年第1回定例会

福山地区消防組合議会会議録

2021年（令和3年）3月17日

福山地区消防組合議会

令和3年第1回福山地区消防組合議会定例会会議録目次

2021年（令和3年）3月17日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席	1
開会・開議	3
諸般の報告	3
消防業務報告	3
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
管理者挨拶	5
議第1号 令和2年度福山地区消防組合一般会計補正予算	6
議第2号 令和3年度福山地区消防組合一般会計予算	9
議第3号 福山地区消防組合債権管理条例の制定について	17
議第4号 福山地区消防組合火災予防条例の一部改正について	20
議第5号 福山地区消防組合監査委員の選任の同意について	21
閉会	22

令和3年第1回福山地区消防組合議会定例会会議録

2021年（令和3年）3月17日（水曜日）

福山市議会議事堂全員協議会室

議 事 日 程

- 2021年（令和3年）3月17日 午前10時開議
- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 議第1号 令和2年度福山地区消防組合一般会計補正予算
 - 第4 議第2号 令和3年度福山地区消防組合一般会計予算
 - 第5 議第3号 福山地区消防組合債権管理条例の制定について
 - 第6 議第4号 福山地区消防組合火災予防条例の一部改正について
 - 第7 議第5号 福山地区消防組合監査委員の選任の同意について
-

本日の会議に付した事件

諸般の報告

消防業務報告

以下議事日程のとおり

出 席 議 員

- | | |
|-----------|----------|
| 1番 皿谷久美子 | 2番 小林聡勇 |
| 3番 宮本宏樹 | 4番 八杉光乗 |
| 5番 石口智志 | 6番 能宗正洋 |
| 7番 加納孝彦 | 8番 土井基司 |
| 9番 三藤毅 | 10番 連石武則 |
| 11番 小川清治 | 12番 岡崎正淳 |
| 13番 今岡芳徳 | 14番 西本章 |
| 15番 五阿彌寛之 | 16番 熊谷寿人 |
| 17番 高木武志 | 18番 法木昭一 |

 説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	枝廣 直幹	副 管 理 者	中島 智治
副 管 理 者	小野 申人	副 管 理 者	入江 嘉則
監 査 委 員	林 浩二	監 査 委 員	橋本 龍之
会 計 管 理 者	池田 浩己	消 防 局 長	藤井 徹太
総 務 部 長	西頭 智彦	警 防 部 長	濱田 善章
総務部総務課長	徳光 宏明	総務部総務課 企画管理担当課長	下宮 正靖
総務部予防課長	三好 浩正	警防部警防課長	曾根 康太
警 防 部 救 急 救 助 課 長	能島 正和	警防部指令課長	杉原 誉輝
南 消 防 署 長	佐藤 充	北 消 防 署 長	穂垣 光浩
東 消 防 署 長	濱田 信孝	西 消 防 署 長	川崎 義純
水上消防署長	青木 浩司	芦品消防署長	連下 哲寛
深安消防署長	高橋 光男	府中消防署長	吹抜 芳昌

 事務局出席職員

事 務 局 長	恵木 朱美	事 務 局 員	表 宏哉
事 務 局 員	吉岡 佑之	書 記	藤井 佑典
書 記	坂田 孝治		

午前10時00分開会

議長（小川眞和） おはようございます。

ただいまから令和3年第1回福山地区消防組合議会定例会を開会いたします。

議長（小川眞和） これより本日の会議を開きます。

議長（小川眞和） ただいまの出席議員20人であります。

諸般の報告

議長（小川眞和） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

監査委員から2020年、令和2年10月分から12月分までの例月出納検査結果の報告並びに監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付いたしております。

以上の報告について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川眞和） これをもちまして諸般の報告を終了いたします。

消防業務報告

議長（小川眞和） 次に、消防局長から消防業務報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

消防局長。

消防局長（藤井徹太） 失礼します。貴重な時間を賜りまして、消防業務につきまして御報告を申し上げます。

初めに、3月1日からの春の火災予防運動期間に合わせて、火災の減少に向けた啓発の一環として消防音楽隊を中心に住宅用火災警報器設置維持促進ソングを作成し、現在SNSで配信をいたしております。

また、3月7日の消防記念日には、神戸市消防局の声かけにより、新型コロナウイルスと闘うエッセンシャルワーカーをはじめとした全ての人々を元気づけ、勇気づけるため、16都府県23消防本部の消防艇が消防の絆の下、初めての試みとなる全国一斉放水を行っております。

また、昨日南海トラフ地震等により同時多発的に大規模な災害が発生したという想定で訓練を実施しております。この訓練では、全体の被災状況の把握とそれに基づく活動方針を早期に決定し、効率的な救助活動が展開できるよう、状況判断能力の向上を図ることを目的として実施をいたしております。

次に、火災・救急業務の状況であります。

お手元に配付いたしております火災・救急統計資料を御覧いただきたいと思います。

1 ページをお願いいたします。2020年、令和2年中の火災発生件数は、表の中段左端に掲出してありますように82件で、前年と比較し13件の減少となっております。火災による死者は、表の中ほどに掲出してありますように8人で、3人の増加となりました。

損害額は、表の右端にありますように2億5,400万円余で、前年と比較し1億4,600万円余の減少となっております。

また、本年2月末までの火災発生件数は、その下段にありますとおり22件で、前年同期と比較いたしまして5件の増加となっております。死者につきましては2人で、前年同期と比較いたしまして2人の減少となっており、損害額は表の右端にありますように5,700万円余で、前年同期と比較して3,400万円余の増加となっております。

2 ページには構成市町別の内訳を掲載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

続きまして、3 ページをお願いいたします。救急出動の状況であります。

表の中段左端に掲出してありますように、2020年、令和2年中の救急出動件数は2万696件出場し、1万8,458人を搬送しております。前年と比較し、出場件数で2,193件、搬送人員では2,097人の減少となりました。また、本年2月末までの救急出動件数は3,412件出場し、3,009人を搬送しております。前年同期と比較し、出場件数で279件、搬送人員で286人の減少となっております。

なお、新型コロナウイルス感染症関連の2020年、令和2年中の救急出場件数は398件出場し、陽性者を14人搬送しております。また、本年1月末現在までは173件出場し、陽性者を9人搬送しております。

今後とも、消防職員が感染媒体とならないよう、状況に応じて感染防護措置を適切に行い、保健所、医師会等と連携を密にし、救急需要に的確に応えるよう取り組んでまいります。

4ページには構成市町別の内訳を掲載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思
います。

以上、火災・救急業務を中心として御報告を申し上げますが、引き続き住民の皆様の
安心と安全の確保に向け、職員が一丸となって取り組んでまいり所存でございます。今後
とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。消防業務につきましての御報
告とさせていただきます。ありがとうございました。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（小川眞和） これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、4番、八杉光乗議員及び16番、熊谷寿人議員を指
名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（小川眞和） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川眞和） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定いたし
ました。

この際、管理者から挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

管理者。

管理者（枝廣直幹） 本日、3月定例組合議会を招集いたしましたところ、議員各位には
御参集いただき、誠にありがとうございます。

今回提出しております2021年度、令和3年度当初予算案をはじめ、諸議案の御審議
をお願いするに当たり、消防行政の状況と予算案の概要について御説明申し上げます。

初めに、消防行政の状況についてであります。

先月13日に宮城県と福島県で震度6強を観測する地震が発生いたしました。これは2
011年3月に発生した東日本大震災の余震とされております。また、同じ先月21日に
は栃木県足利市で山火事が発生しております。鎮圧までに9日間を要する大規模な災害で

ありました。本消防組合においても、このような災害に備え、緊急消防援助隊合同訓練や関係機関との連携訓練を実施するなど、さらなる消防対応力の強化に努めているところであります。

また、予防業務については、今年度の査察計画に基づき100%実施に向けて取り組んでいるところであります。

次に、新年度予算案の概要について御説明を申し上げます。

まず、消防施設整備事業についてであります。

車両整備については、消防ポンプ自動車2台と事務連絡車2台の更新を行います。

深安消防署については、新年度、新庁舎及び訓練塔が計画どおり完成する予定です。

東消防署については、完成後49年が経過しており、早期の耐震化が必要です。新年度から2か年で改修を行い、災害時の防災拠点としての役割を果たしていきます。

消防通信指令管制システムについては、導入後12年が経過することから、災害対応に支障がないよう装置等の機能維持と延命化を図るための部分更新を行います。

この結果、本消防組合の当初予算規模は71億8,682万3,000円となり、今年度当初予算と比べて5億1,204万4,000円、率にして7.7%の増となりました。

予算以外の議案としては、条例案として福山地区消防組合債権管理条例の制定など2件、その他の議案として監査委員の選任の同意についてを提出しております。

なお、定期監査における監査委員からの指摘要望事項については、その対応策を講じ、適正な事務事業の執行に努めてまいります。

今後とも、消防使命達成のため、消防局長を中心とし職員一丸となり、消防業務に鋭意取り組んでまいります。何とぞ慎重なる御審議の上、御可決いただきますようお願いを申し上げます、御挨拶といたします。

日程第3 議第1号 令和2年度福山地区消防組合一般会計補正予算

議長（小川眞和） 次に、日程第3 議第1号令和2年度福山地区消防組合一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

企画管理担当課長。

総務部総務課企画管理担当課長（下宮正靖） 失礼いたします。議第1号令和2年度福山

地区消防組合一般会計補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,907万9,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億3,480万3,000円といたすものであります。

2ページ、3ページには、歳入歳出予算補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額を掲げております。

4ページ、5ページには、地方債補正を掲げております。消防施設整備事業に係りますものを補正前の起債限度額7億1,110万円から4,030万円を減額し、補正後の6億7,080万円に変更いたすものであります。

6ページから8ページには、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

9ページをお願いいたします。歳入、第1款分担金及び負担金の項・目、負担金の補正予算額8,062万9,000円の減額につきましては、退職者の増に伴います退職手当の増額分と事業費の精算による減額分を整理いたすものであります。

各構成市町別内訳につきましては、10ページの節の欄に掲げているとおりであります。

第3款国庫支出金の項・目、国庫補助金、消防費国庫補助金の補正予算額920万円の増額につきましては、10ページの説明欄に掲げているとおり、東消防署及び南消防署瀬戸出張所に整備いたしました消防ポンプ自動車と、北消防署駅家分署に整備いたしました高規格救急自動車の補助採択状況による増減分を整理するものであります。

11ページをお願いいたします。第4款財産収入の財産売払収入・不動産売払収入の補正予算額735万円の減額につきましては、12ページの節の欄に掲げているとおり、福山市今津町にありました西部訓練場の土地売払い収入が予定を下回ったことによる整理であります。

第8款組合債の項・目、消防債の補正予算額4,030万円の減額につきましては、12ページにお示ししておりますとおり、車両整備の国庫補助の採択によるものと事業費の精算に伴い、所要の措置をいたすものであります。

13ページをお願いいたします。歳出、第3款消防費の項、常備消防費の補正予算額466万1,000円の減額に伴う各署所費別の内訳につきましては、14ページの節及び説明欄に掲げているとおりであります。この補正予算の内容でございますが、退職者の増

に伴います退職手当の増額分と事業費の精算による減額分を整理するものであります。

続きまして、消防施設費の補正予算額3,300万円の減額に伴う内訳につきましては、14ページの節及び説明欄に掲げているとおりであります。これは事業費の精算で、主なものは深安消防署改築事業に係る入札残を整理いたすものであります。

15ページをお願いいたします。第4款公債費の項・目、利子の補正予算額380万円の減額につきましては、令和元年度組合債の発行に伴い、利子償還金の整理をいたすものであります。

17ページをお願いいたします。第5款予備費の項・目、予備費の補正予算額7,761万8,000円の減額につきましては、収支の調整でございます。

19ページから22ページにお示ししております給与費明細書につきましては、一般職の職員に係ります給与費の補正前と補正後の内容を対比したものであります。

23ページ、24ページの地方債についての調書であります。消防施設費に係ります国庫補助採択と事業費の減に伴いまして、所要の措置を行うものであります。

なお、補正予算の概要につきましては、お手元に配付いたしております補正予算議案説明資料にお示しいたしております。

以上で令和2年度福山地区消防組合一般会計補正予算の御説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（小川眞和） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川眞和） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川眞和） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小川眞和） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第2号 令和3年度福山地区消防組合一般会計予算

議長（小川眞和） 次に、日程第4 議第2号令和3年度福山地区消防組合一般会計予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

企画管理担当課長。

総務部総務課企画管理担当課長（下宮正靖） 失礼いたします。議第2号令和3年度福山地区消防組合一般会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億8,682万3,000円と定め、また消防施設整備に係ります地方債のほか、一時借入金 の最高額を1億円と定めるものであります。

2ページ、3ページは、歳入歳出予算につきまして款・項の区分ごとに予算額を掲げたものであります。

4ページをお願いいたします。第2表地方債につきましては、消防施設整備事業に係ります限度額を11億6,000万円と定めるものであります。

それでは、予算の概要につきまして、お手元に配付いたしております令和3年度当初予算の概要によりまして御説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。1、当初予算款別比較表であります。先ほど申し上げましたように、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億8,682万3,000円といたしております。歳入及び歳出合計欄を見ていただきますと、前年度と比較いたしまして5億1,204万4,000円の増で、率にして7.7%の増となっております。

歳入、第1款分担金及び負担金であります。58億8,072万8,000円で、歳入全体に占める割合は81.8%で、前年度より1.8%の増であります。主な要因といたしましては、施設整備費などに係る負担金が増額したことによるものであります。

構成団体別分担金の状況につきましては、下段の表2、分担金の状況に掲げているとおりであります。

上段の表をお願いいたします。歳入、第2款使用料及び手数料の1,233万2,000円は、危険物や高圧ガスなどの取扱許可手数料などでありまして。

第3款国庫支出金の1,046万円は、西消防署に配備する消防ポンプ自動車の更新整備に係るものであります。

第4款財産収入の1万3,000円は、消防施設等維持整備基金に係る運用益金を計上いたしております。

第5款繰入金の3,800万円は、消防施設等維持整備事業に係ります基金からの繰入金を計上いたしております。

第6款繰越金は、前年度と同様に1万円を計上いたしております。

第7款諸収入は、8,528万円を計上いたしております。主なものといたしましては、職員の人事交流に係ります派遣職員給与費負担金などであります。

第8款組合債は11億6,000万円で、車両整備に4,900万円を、庁舎等改築・改修事業に6億9,120万円を、消防通信指令管制システム整備事業に4億1,980万円を計上いたしております。

次に、歳出ですが、中段の表を御覧ください。

第1款議会費は、314万8,000円であります。

第2款総務費は、1,159万3,000円であります。

第3款消防費につきましては、67億2,820万2,000円で、歳出全体に占める割合は93.6%であります。前年度と比較いたしまして5億2,255万6,000円の増で、主な要因といたしましては、消防施設費に係ります深安消防署改築事業費及び消防通信指令管制システム整備費の増によるものであります。

第4款公債費につきましては、4億3,388万円であります。前年度と比較いたしまして、1,015万4,000円の減であります。主な要因といたしましては、1995年度、平成7年度の消防局庁舎建設及び2010年度、平成22年度の北消防署駅家分署はしご付消防ポンプ自動車整備などに係る償還が終わることによるものであります。

第5款予備費につきましては、1,000万円を計上いたしております。

2ページをお願いいたします。3、構成団体別経費の分担割合であります。議会費及び総務費並びに各消防署、出張所費に係ります分担割合をお示ししたものであります。

次に、4、令和3年度主要事業についてであります。

まず、消防学校入校等職員研修事業であります。

職員の資質向上と能力の開発を図ることを目的として実施するもので、救急救命士の資格取得のための研修のほか、消防学校入校研修など、職務遂行能力の向上に努めるものであります。

次に、救急業務高度化推進事業であります。

救命率の向上を図るため、気管挿管及びビデオ喉頭鏡などの病院実習へ20人の派遣を予定いたしております。

次に、警防活動推進事業であります。

消防対応力の確立を基本方針に、活動用資機材の整備など、警防、救急、救助体制の強化を図るものであります。

次に、予防活動推進事業であります。

予防査察を強化し、法令違反のある防火対象物に対し、継続的、段階的な改善指導を行い、事業所などへの防火指導を実施します。また、焼死火災撲滅に向け、住宅用火災警報器の設置と維持管理の啓発など、住民の防火安全対策を推進するものです。

次に応急手当普及活動事業であります。

地域住民を対象に、AEDの使用を含む心肺蘇生法と応急手当を行う普通救命講習会などを実施し、さらなる救命率の向上に努めてまいります。

次に、消防施設等維持整備事業であります。

消防施設等を中長期的な視点に立って整備を行い長寿命化を図るもので、消防局昇降機改修、北消防署駅家分署はしご付き消防ポンプ自動車オーバーホール及び深安消防署安田出張所屋根外壁改修を計上いたしております。

次に、消防施設整備事業であります。

車両整備につきましては、西消防署、芦品消防署に配備しております消防ポンプ自動車、東消防署、西消防署の事務連絡車、合計4台の更新整備を計上いたしております。

深安消防署改築事業につきましては、未耐震施設の耐震化を図るため、2019年度、令和元年度から事業実施しており、現在仮庁舎で業務を継続しながら新庁舎建設工事を実施しております。工期については、2022年、令和4年1月末までの予定で、2021年度、令和3年度中に新庁舎での業務開始を計画しております。

東消防署改修事業につきましては、未耐震施設を耐震化し、災害時防災拠点としての機能を維持するために、2021年度、令和3年度実施設計等を行うものであります。

消防通信指令管制システム整備事業につきましては、指令システム導入後12年が経過しているため、指令装置などの部分更新を行い、機能維持を図るものであります。

以上が令和3年度当初予算の概要であります。

次に、予算書の歳入歳出予算事項別明細書により御説明させていただきます。

8ページから17ページまでは歳入予算について、18ページから29ページまでは歳

出予算について費目別にお示ししております。

20ページをお願いいたします。歳出、第3款消防費であります。常備消防費の予算額は54億778万2,000円で、前年度と比較いたしまして5,648万8,000円の減であります。

24ページをお願いいたします。消防施設費の予算額は13億2,042万円で、前年度と比較いたしまして5億7,904万4,000円の増であります。詳細につきましては、先ほど御説明いたしましたとおりであります。

30ページをお願いいたします。給与費明細書につきましては、このページから43ページまで掲載いたしております。

44ページ、45ページは、深安消防署改築事業に係ります継続費に関する調書であります。

46ページ、47ページは、地方債の現在高の見込みに関する調書であります。令和2年度末の現在高見込み額は、38億3,116万9,000円であります。

表の右にあります令和3年度中増減見込み額を加えまして、令和3年度末現在高見込み額は45億8,030万2,000円となります。

以上で令和3年度福山地区消防組一般会計予算の御説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（小川眞和） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高木議員。

17番（高木武志） まず、1つ目には、現在の消防ポンプ自動車、はしご自動車、また救急自動車、救助工作車の搭乗人員についてお示しをいただきたいと思います。

それから、2つ目には、火災件数で2020年12月から21年の1、2月にかけて増えている要因について、どのように分析されているのか。また、火災による死者が19年と比べて20年に増加となっています。死者が増えた要因についての分析、また火災警報器の設置状況はどうだったのか、お示しをいただきたいと思います。

それから、それぞれの消防車両の更新基準についてお示しをください。よろしくお願いいたします。

議長（小川眞和） 警防課長。

警防部警防課長（曾根康太） 失礼いたします。まず、ポンプ車、救急車等の車両の搭乗

人員につきましては3人から5人、これについては当日の執務状況等によって乗り分けをしております。

次に、火災の発生状況になります。

本年に入りまして、火災の発生件数が増加しております。5件の増加ということで、その中でも建物火災が18件と7件の増加であり、建物火災の内訳として住宅火災が11件というような状況となっております。次に、死者の増加の状況ですけれども、2020年、令和2年中消防組合管内での死者の発生した火災は7件で、住宅火災による死者数は8人、2019年中と比較して5人の増加となっております。死者に至った経過につきましては、逃げ遅れによるものでございます。

続きまして、車両の更新基準につきまして御説明させていただきます。

車両更新基準につきましては、それぞれ目安として基準年数を定めておりますが、これはあくまでも目安としておりまして、車両の使用状況又は損耗状況、こちらを見る中で計画的に更新をしているような状況でございます。

もう一件、今年に入って火災の増加した要因といたしましては、先ほど申しましたように建物火災が増加ということで、火災の出火の要因といたしましては、ストーブが考えられます。これは、在宅時間の増加また気象状況によるものというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小川眞和） 予防課長。

総務部予防課長（三好浩正） 失礼します。12月から2月にかけての住宅用火災警報器の設置状況の御質問であります。

2020年12月は、建物火災が9件ありまして、うち住宅火災が4件ありました。住宅用火災警報器の設置状況については、2件設置をされておりました。また、2021年1月から2月は、建物火災が18件あり、うち住宅火災が10件ありました。住宅用火災警報器の設置状況につきましては、8件設置をされておりました。

以上であります。

議長（小川眞和） 高木議員。

17番（高木武志） 消防庁の整備指針の中では、消防ポンプ自動車について、作業の軽減する装置等がついている場合や2つの消防隊と連携をする場合には、一方の隊員の数を4人とすることができるというふうになっております。また、はしご車についても、自動停止装置や他の消防隊や救助隊などの連携が事前に計画されている場合には、隊員の数を

4人にすることができると。救助工作車は1台で5人とされています。また、整備指針よりも隊員数が少ない場合がありますけれども、この場合に3人から5人というふうには先ほどいただきましたが、この3人というふうなことは整備指針の中では書かれておりませんけれども、その受け止めについてお示してください。

それから、福山消防だよりでは、死亡者の方は全て住宅火災だということで、消防組合では火災警報器の設置100%を目指して普及活動を進めているという状況ですけれども、今現在の普及率をお示してください。

それから、消防車両の更新基準、これは適切に使用されているというふうなことですけれども、改めてちょっと確認したいのですが、いわゆる車両の更新基準を超えて使用している車両はあるのかなのか、その点についてもう一度お示しをいただきたいと思えます。

議長（小川眞和） 総務課長。

総務部総務課長（徳光宏明） 失礼いたします。車両搭乗人員と消防力の整備指針に関するお尋ねでございます。

議員お尋ねのとおり、消防指針においては原則5人の搭乗で、一定の条件を満たした場合には4人とすることができるといふふうになっております。現在、消防組合では3人で当務によっては出場することがございます。よって、消防力整備指針に掲げる充足率は、警防要員の場合、直近の調査で89.2%と100%充足には至っておりません。100%充足には至っておりませんが、消防署所間での補完状況が適切に完備ができていて、それから消防団との連携強化にも努めていることから、一定の消防力の整備はできているものと考えております。

以上でございます。

議長（小川眞和） 予防課長。

総務部予防課長（三好浩正） 失礼します。住警器の設置率のお尋ねであります。

今年度、管内におきましては88%の設置状況となっております。

以上であります。

議長（小川眞和） 警防課長。

警防部警防課長（曾根康太） 失礼いたします。基準年数を経過した車両についてのお尋ねですが、こちらにつきましては、日々の点検整備また保守管理を適切に行うことで車両の延命化を図るとともに、関係各課と協議する中で計画的な更新整備に努めているところ

でございます。

以上でございます。

議長（小川眞和） 高木議員。

17番（高木武志） 2019年の消防力整備指針などの基準に関する検討会では、消防車両の搭乗人員を3人以下で活動している消防本部の主な意見として、消防ポンプ自動車や化学消防車などでは包囲隊形を構築することが困難である、隊員1人当たりの労力が非常に大きい、放水を優先するために災害の全体を把握することが困難だ、また安全管理も不十分になるというふうな意見が出されております。また、はしご自動車では、他隊の応援が不可欠であり、初動活動に遅れが生じる、安全管理が不十分と、そういったことが挙げられております。少なからずこうした状況は、今消防力の体制というのは、消防団の力も借りて充足しているというふうな状況、そういうお話がありましたけれども、やはりさきに挙げたような状況が生まれる可能性もあります。ぜひとも、搭乗人員は5人を基本に対応して必要と考えられる人数を、最低でも4人は確保しなければならないというふうになっておりますけれども、そういった点についてお示しをいただきたいと思っております。

それから、住宅用火災警報器や消火器の普及が市民の生命、財産を守ることになるものであり、補助制度も検討をするということも要るのではないかなというふうに思うんですけれども、その点についてお考えをお示してください。

それから、この車両の更新については適切に更新をしているということでもありますので、継続して車両の更新については行っていただくように求めておきます。

議長（小川眞和） 総務課長。

総務部総務課長（徳光宏明） 車両搭乗人員に関するお尋ねでございますが、先ほども申し上げましたとおり、当務によっては3人で出場することがありますが、その3人だけで活動することはございません。初動において署所間の連携を強化をして、補完体制を十分に確保しております。充足率の実数をこれから上げていくということよりも、署所間の連携の強化、こういったことを高めていくことで消防力の強化に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小川眞和） 予防課長。

総務部予防課長（三好浩正） 失礼します。住宅用火災警報器、消火器の補助制度についてであります。

本組合においては、高齢者世帯への訪問指導及び高齢者に重点を置いた住宅用火災警報器の設置、維持促進の啓発活動を行っているところであります。また、防火座談会などの機会を捉えて啓発活動を行い、高齢者にとって親しみやすい啓発活動を行うことで効果を高める工夫もしております。加えて、住宅用火災警報器の設置困難な高齢者や障害のある方などに対して、職員が住宅へ出向し取付けを行う取付支援事業を積極的に行っております。このような取組を継続していくこととしておりますので、補助については考えておりません。

以上であります。

議長（小川眞和） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川眞和） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

高木議員。

17番（高木武志） 議第2号令和3年度福山地区消防組合一般会計予算について討論を行います。

本会計は、市民の生命、財産を守る大切な会計です。

当年度、警防体制の充実強化、消防ポンプ自動車の購入、深安消防署改築、東消防署の改修等が計画をされております。昨年12月から今年2月まで火災発生状況では、発生件数、損害額が増加をしております。火災の発生が増加している理由について、新型コロナウイルスによる外出自粛の影響も考えられるとのこと。火災による死者が19年と比較し20年は増加しています。21年に入り、火災や死者が増加傾向となっていることから、一層の消防組合活動の強化が求められています。また、消防車両の搭乗人員は3名の場合もあるとのことですが、消防力の整備指針を基に増員することが必要です。

以下の点を要望し、賛成討論といたします。

一つ、予防要員、警防要員は、基準消防力100%を確保すること。

一つ、消防車両の搭乗人員は、整備指針に基づき配置すること。

一つ、住宅火災で市民の命を守るためにも火災警報器、消火器の普及を促進すること。

補助制度も創設すること。

以上であります。

議長（小川眞和） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川眞和） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小川眞和） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第3号 福山地区消防組合債権管理条例の制定について

議長（小川眞和） 次に、日程第5 議第3号福山地区消防組合債権管理条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

企画管理担当課長。

総務部総務課企画管理担当課長（下宮正靖） 失礼いたします。議第3号福山地区消防組合債権管理条例の制定について御説明申し上げます。

議案説明資料を御覧ください。

本条例は、福山地区消防組合の債権の管理に関し、必要な事項を定めることにより、福山地区消防組合の債権の管理の適正を期するために制定するものでございます。

制定内容につきましては、債権の管理に関する取扱いについて、福山市債権管理条例の規定を準用することとしております。

準用する福山市債権管理条例の概要につきましては、債権管理に係る管理者の責務について規定し、督促、強制執行などの手続について定めるとともに、あらゆる手段を尽くしてもなお徴収の見込みのない債権については、条件を厳格に規定した上でこれを放棄することができることとした基準を定めているものでございます。

なお、施行期日は公布の日からとするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（小川眞和） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高木議員。

17番（高木武志） この条例の制定理由というのは書いてあるんですけども、なぜこの条例を制定しようとしたのか、その具体を説明いただきたいと思います。

議長（小川眞和） 企画管理担当課長。

総務部総務課企画管理担当課長（下宮正靖） 失礼いたします。債権管理条例の制定理由などの御質問でございます。

このたび、福山地区消防組合債権管理条例を制定するに当たり、準用しております福山市債権管理条例は2015年、平成27年4月1日に施行をされております。当時、福山地区消防組合といたしましては、条例の対象となる債権を有しておらず、条例の制定には至っておりませんでした。

しかしながら、2017年、平成29年3月24日契約の北消防署ほか1清掃業務委託におきまして、2018年、平成30年5月11日に契約業者から業務続行不能届が提出され、違約金を請求する事案が発生しましたが、2018年度中に納入されることもなく収入未済となっており、現在も債権として管理している状態でございます。

この事案に限らず、今後同様のケースも想定されます。住民負担の公平性と財政の健全化を確保するためには、適正な債権管理の推進と滞納額の縮減に向けた全庁統一的な債権管理の徹底が不可欠なため、消防組合におきましても、このたび債権管理条例を制定することとしたものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（小川眞和） 高木議員。

17番（高木武志） 現在はこうした債権管理条例がないわけですけども、地方自治法の第171条等でいわゆる督促であるとか、あるいは強制徴収というものはできると思います。債権放棄の場合には、この参考の中に債権放棄のことが書いてあるんですけども、この点では議会の議決が必要というふうになっておりますけれども、いわゆる債権を督促をしたり、あるいは強制徴収をすると、そういったことは地方自治法に基づいてできるのではないかと。あえて条例を制定する必要もないんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（小川眞和） 企画管理担当課長。

総務部総務課企画管理担当課長（下宮正靖） 失礼いたします。強制徴収などができる債権をつくる必要があるのかどうかと、そういった趣旨の御質問であると思います。

今回、債権管理条例の制定を提案させていただきましたのは、あくまで地区消防組合の債権について適正な管理、あるいは財政の健全化、住民の負担の公平性などを目的として

おります。決して強制執行を行うため、あるいは強制執行目的での制定ではございません。債権管理条例につきましては、税などの自力執行権のある債権と同等の適正な管理を行っていかうというものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（小川眞和） 高木議員。

17番（高木武志） 適正な管理を行う、負担の公平であるとかというふうに言われましたけれども、いわゆるそのために強制執行、いわゆる債権を回収するための手だてを取っていくということですから、その点ではいわゆる今の地方自治法の中でちゃんとできるわけですから、あえて条例化をする必要はないというふうに思います。

議長（小川眞和） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川眞和） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

高木議員。

17番（高木武志） 議第3号福山地区消防組合債権管理条例の制定について討論を行います。

本条例制定は市の条例を準用するもので、債権徴収強化を目的にしており、債権が期限までに返済されない場合、督促状の送付、それでも返済されない場合は債権者名義の強制執行などの手続を定めるものです。この条例は、債権の徴収を訴訟などの圧力を背景にして、機械的、強制的な徴収の手続を進める仕組みをつくり、強制執行できる市民税や国保税などの公債費と同じレベルで取立てを可能とするものです。市債権の管理は、市債権の適正管理を定めた現行の地方自治法第240条や地方自治法施行令第171条の規定に基づいて十分可能ですが、あえて条例化することにより、市債権に対して機械的、画一的、強権的な取立てを進めるものとなりかねません。

以上のことから反対を表明して、討論といたします。

議長（小川眞和） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小川眞和） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

日程第6 議第4号 福山地区消防組合火災予防条例の一部改正について

議長（小川眞和） 次に、日程第6 議第4号福山地区消防組合火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

予防課長。

総務部予防課長（三好浩正） 失礼します。議第4号福山地区消防組合火災予防条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案説明資料を御覧ください。

今回の条例改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和2年総務省令第77号）が公布され、急速充電設備に係る規定が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正に伴う背景であります。電気自動車等の需要増加による技術革新から航続距離の延長を可能とした大容量の電池が開発され、当該電池へ短時間で充電できる全出力50キロワットを超える急速充電設備の需要が増加していることから、改正省令に準じて電気自動車等に充電するための急速充電設備に係る規定の見直しを行うものであります。

次に、改正内容といたしましては、1点目として、省令の改正により急速充電設備の全出力の上限50キロワットを200キロワットに拡大するものであります。

2点目として、当該設備の全出力の上限の拡大に伴い、位置、構造及び管理に関する基準の改正を行うものであります。

3点目として、消防長又は消防署長に届け出なければならないものに、全出力50キロワットを超え200キロワット以下の急速充電設備を追加するものであります。

4点目として、その他規定の整理を行うものであります。

なお、改正後の条例の施行日につきましては、2021年、令和3年4月1日から施行することといたしております。

また、急速充電設備については、経過措置として、3月31日までに設置又は設置に係る工事がされているものについては従前の規制とすることといたしています。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（小川眞和） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川眞和） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川眞和） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小川眞和） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第5号 福山地区消防組合監査委員の選任の同意について

議長（小川眞和） 次に、日程第7 議第5号福山地区消防組合監査委員の選任の同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

管理者（枝廣直幹） ただいま御上程になりました福山地区消防組合監査委員の選任の同意について御説明申し上げます。

本案は、監査委員としてお務めいただいております橋本龍之さんの任期が本年3月20日に満了となりますが、再び同氏を選任いたしたく御同意をお願いするものであります。

橋本龍之さんは、神石郡神石高原町に居住し、1972年、昭和47年に豊松村役場に入られ、2004年、平成16年に4町村が合併し神石高原町となる中、40年近くの長きにわたって地方自治行政に携わってこられました。その間、神石高原町の会計管理者などを歴任し、2017年、平成29年1月21日に神石高原町監査委員に選任され、現在2期目を務めておられます。また、2017年、平成29年から福山地区消防組合監査委員としてお務めいただいております。

行財政に明るく、本消防組合の監査委員として適任であると考えております。何

とぞ御同意をいただきますようお願いを申し上げます。

議長（小川眞和） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川眞和） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川眞和） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小川眞和） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

この際、橋本龍之監査委員から挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

監査委員（橋本龍之） 私は、ただいま福山地区消防組合監査委員の選任に同意をいただきました神石高原町出身の橋本龍之です。公正で適正な監査に努めます。皆様方の御指導と御協力よろしくお願ひいたします。

議長（小川眞和） 以上で本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これをもちまして令和3年第1回福山地区消防組合議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時56分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

福山地区消防組合議会議長 小 川 眞 和

福山地区消防組合議会議員 熊 谷 寿 人

福山地区消防組合議会議員 八 杉 光 乗